



指定難病及び小児慢性特定疾病の手続きに 個人番号(マイナンバー)が必要です。

1. なぜ、マイナンバーを提出する必要があるの？

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「マイナンバー法」）により、**特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費**（以下、「特定医療費等」といいます。）の支給認定事務において、個人番号（マイナンバー）を利用することが定められています。

このため、島根県では、特定医療費等の申請手続きの際に、患者及び支給認定基準世帯員等のマイナンバーの収集及び本人確認を行います。

Q 提出したマイナンバーは、どのように利用されるの？

A マイナンバー制度では、セキュリティ措置された専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で個人情報のやりとりをすることができます。（情報連携）

この情報連携により、各種手続きの際に必要な添付書類を省略し、申請者の利便性向上を図ることが可能になりました。

また、県では、市区町村などに特定医療費等の支給開始年月、支給終了年月、公費の支払年月の情報を提供しています。

Q マイナンバーを提出しないと申請できないの？

A マイナンバーを提出されなくても申請することは可能です。

ただし、マイナンバー法に定められた行政事務（生活保護事務や被災台帳作成事務等）において、県は、市区町村等からの照会に対して、受給者の情報を回答することが義務づけられています。

このため、マイナンバーを提出していただけない場合には、住民基本台帳法第30条の15の規定に基づき、県は、地方公共団体情報システム機構を通じて患者本人のマイナンバーを収集しますので、あらかじめご了承ください。

なお、県では、本人の同意を得ずに収集したマイナンバーは添付書類の省略には利用せず、他機関への回答のみに利用することとしています。

2. マイナンバーの提出が必要な方

指定難病	申請者(原則として受診者本人)	小児慢性特定疾病	受診者
	支給認定基準世帯員 ^{※1}		申請者(原則として保護者)
			支給認定基準世帯員

※1 受診者と同じ医療保険に加入する被保険者をいいます。

Q 一度マイナンバーを提示したら、その後はマイナンバーを提示しなくて良いの？

A 原則、一度マイナンバーを提示していただければ、その後、提示していただく必要はありません。ただし、家族の転入などで支給認定基準世帯員の追加があった場合は、追加された方のマイナンバーを提示してください。

なお、添付書類を省略するためには支給認定基準世帯員全員のマイナンバーの提出が必要です。

3. 窓口で「マイナンバーの確認」と「身元確認」を行います

■ 窓口（保健所）に持参して申請する場合

以下の書類を窓口で提示してください。

マイナンバー確認書類	申請者 ^{※2} の身元確認書類	本人以外が申請するとき ^{※3}
<p>以下のいずれかを提示してください</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個人番号カード(裏面)  12桁の個人番号が記載されている面<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票(市区町村役場で交付)<input type="checkbox"/> 通知カード 氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きが取られている場合のみ有効	<p>以下のいずれかを提示してください</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個人番号カード(表面)<input type="checkbox"/> 顔写真入りの身分証明書 運転免許証など<input type="checkbox"/> 顔写真の入っていない身分証明書を2種類以上 保険証、課税証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、住民票(個人番号の確認として提示した場合は不可)など	<p>正当な代理人であることを証明するために、以下のいずれかを提示してください</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 法定代理人の場合は、戸籍謄本、その他資格を証明する書類 法定代理人: 未成年の親権者や未成年後見人、成年後見人など<input type="checkbox"/> 委任状<input type="checkbox"/> (上記書類の提示が難しい場合)申請者本人の健康保険証(原本)

※2 受診者本人がマイナンバーの手続きをされる場合は、受診者本人の身元確認書類が必要です。

本人以外の方が代理で手続きする場合は、その方(代理人)の身元確認書類が必要です。

※3 申請者が窓口に来られない等の理由によりご家族等が持参のみ行う場合は、これらの書類は不要です。

なお、マイナンバーを本人以外が持参する場合、封筒に入れるなどして、周囲の人の目に触れないよう注意してください。

■ 郵送で申請する場合^{※4}

窓口へ持参して申請するときに提示が必要な書類を、コピーして同封してください。

なお、同封していただいたマイナンバー確認書類と身元確認書類の写しは、確認後にシュレッダーで裁断するなどして廃棄します。

※4 マイナンバーが記載された書類を郵送する場合、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

重要 ■ DV・虐待等の被害者の方は所在地の秘匿を申し出ることができます

○ マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市区町村名)を秘匿することが可能です。^{※5}

○ 所在地の秘匿を希望される方は、その旨を窓口に出してください^{※6}

※5 特定医療費等の支給認定事務では、マイナンバーを利用して他自治体と情報連携を行います。やりとりの記録は「マイナポータル」(内閣府が開設する専用サイト)で確認できますが、この機能を通じて、避難先自治体がどこかを加害者が閲覧できる場合があります。

※6 申し出いただいた情報は上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用し、県の機関の間で情報を共有します。



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
鳥観連許諾第5906号

(問い合わせ先) 各種手続きは、お住まいの地域を所管する保健所で行ってください。

※松江市にお住まいの方の、小児慢性特定疾病医療費の問い合わせ先は、松江市役所子育て支援課(0852-55-5326)です。